

# 東日本少年少女レスリング連盟内規

東日本少年少女レスリング連盟

(令和5年4月1日)



## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この連盟は、東日本少年少女レスリング連盟という。

(事務所)

第2条 この連盟は、事務局長宅住所に事務所を置く。

(目的)

第3条 この連盟は、未就学児童および小学生に対してアマチュアスポーツとしての正しいレスリングの普及発展を図り、子供たちの健全な育成に寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 この連盟は、第3条の目的を達成するため、東日本少年少女レスリング活動にかかる事業として、次の事業を行う。

- 1 レスリング教室の開催および支援
- 2 東日本少年少女レスリング大会の開催
- 3 講習会・研修会等の開催
- 4 審判講習会の開催
- 5 レスリングに関する普及啓発事業
- 6 その他、本連盟の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(入会)

第5条 この連盟の会員は、次の者とし、正会員をもって東日本少年少女レスリング連盟の会員とする。

- 1 正会員 この連盟の目的に賛同し、全国少年少女レスリング連盟が設定する東日本ブロックに所在するレスリング教室・団体の代表。
- 2 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとする。
- 3 会長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 会長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面によって本人にその旨を通知しなければならない。

(登録費及び会費)

第6条 正会員は、総会において別に定める登録費および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退会届提出をしたとき。
- 2 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または、正会員である団体が消滅したとき。
- 3 当該年度の会費が未払いのとき。

(退会)

第8条 正会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の1および2に該当する場合には、理事会の議決により、これを除名することができる。

- 1 この内規等に違反したとき。
- 2 この連盟の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 3 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 すでに納入した登録費、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び定数)

第11条 この連盟に、次の役員を置く。

- 1 理事 各都道府県1名、正会員10名ごとに追加で1名。

正会員1～10名の都県は理事1名、11～20名の都県は理事2名、21～30名の都県は理事3名。それ以上の場合は同様に設定する。理事会はオンラインで行われることもあるため、これに対応できる者とする。

- 2 理事のうち一名を代表理事たる会長とする。また会長以外の理事の中から、副会長若干名、理事長1名、副理事長若干名を置くことができる
- 3 会長ならびに理事長が選出された都道府県は、別途理事を1名追加できる。
- 4 議決権は、会長・理事長・理事が有し、賛否が同数で議決ができない場合のみ事務局長にも議決権をあたえる。

(選任等)

第 12 条 理事及は、総会において選任する。

- 1 会長及び理事長は、理事の互選とする。
- 2 事務局長は、理事長が選任する。

(職務)

第 13 条 事務局長は、理事会を構成し、この内規で定めるところにより、この連盟の職務を執行する。

- 1 会長は、本連盟を代表し、その職務を統括する
- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 理事長は、会長及び副会長を補佐して本連盟の業務を分担執行し、会長及び副会長に事故があるときはその業務を分担執行する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第 14 条 事務局長は、次に掲げる職務を行う。

- 1 理事の業務執行の状況を監査すること。
- 2 この連盟の財産の状況を監査する。
- 3 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは内規に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会へ報告すること。
- 4 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること

(任期等)

第 15 条 役員任期は、2 年とする。但し、再任を妨げない。

- 1 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は事務局長のうち、その定数の 3 分の 1 が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- 1 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- 2 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 3 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(名誉会長等)

第18条 本連盟に、名誉会長、名誉理事、顧問及び参与を置くことができる。本連盟役職経験者の中から、理事会で推薦した者につき、理事会で互選する。ただし、これら役職者には理事会への参加・発言は可能であるが議決権はないものとする。

## 第4章 会議

(種別)

第19条 この連盟の会議は、理事会とする。

- 1 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とし、年に2回行う。
- 2 理事会は、オンラインで行われることがあるため理事は参加の準備をすること。

(理事会の構成)

第20条 理事会は、理事を持って構成し、理事長を議長とする。

(理事会の権能)

第21条 理事会は、以下の事項について議決する。

- 1 内規の変更
- 2 事業計画及び収支予算並びにその変更
- 3 事業報告及び収支決算
- 4 役員の選任又は解任
- 5 登録費及び会費の額

上記にかかわる細則

- 1 理事が何らかの理由で議決権を行使できない場合、議長一任とする。
- 2 新たな議決事項を要望する場合、理事会開催日 2 週間前までに要望書を提出すること。
- 3 要望書は、①会長が認めたもの②理事長が認めたもの③理事 3 名以上が認めたもの いずれかの条件を満たした場合、議題とする。
- 4 すべての議題は理事会 1 週間前までに告知する。
- 5 賛否が同数の場合にかぎり事務局長に投票権をみとめる。

(委員会)

第 22 条 委員会の設置は次のとおりとする。委員長は理事長が選任とする  
(委員長は必ずしも理事である必要はない)。

- (1) 総務委員会
- (2) 指導者委員会
- (3) 広報総務委員会
- (4) 選手強化委員会
- (5) マナー委員会
- (6) 審判委員会
- (7) スポーツ環境委員会
- (8) 普及委員会

第 23 条 (専門委員会の増減と規約)

専門委員会の設置の増減は、理事会に諮り決する。

## 附 則

1. 本規程は、東日本少年少女連盟理事会（令和 5 年 4 月 1 日）から施行する。
2. 令和 5 年 4 月 1 日理事数：東京都 3 名、神奈川県 2 名、千葉県・埼玉県・山梨県・栃木県・群馬県はそれぞれ 1 名とする。理事の任期は令和 7 年 3 月 31 日までとする。